



会報 JAMT

JAPANESE ASSOCIATION OF MEDICAL TECHNOLOGISTS

発行所

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
発行責任者 宮島喜文
編集責任者 深澤憲治

〒143-0016 東京都大田区大森北4丁目10番7号
TEL (03) 3768-4722 FAX (03) 3768-6722
ホームページ <https://www.jamt.or.jp>

P1~P3 令和4年度診療報酬改定の総括

P4 第71回 日本医学検査学会in大阪 5月23日(月)より オンデマンド配信限定受付開始!!

令和4年度診療報酬改定の総括

3月4日に「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(令和4年厚生労働省告示第54号)等が公布され、4月1日から適用されました。また、4月28日までにその取扱いに係る疑義解釈資料が「その7」まで示され、その対応で各医療機関や検査室は慌ただしい新年度を迎えられたと思います。

今回の診療報酬改定を整理し、今後の臨床検査や臨床検査技師を考えていきます。

執行理事 益田 泰蔵

今回の診療報酬改定率と改定に当たっての基本認識、改定の基本的視点を厚生労働省の資料から改めてみていきます。(厚生労働省HP: <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000920422.pdf> より引用)

診 療 報 酬 改 定

1. 診療報酬+0.43%

※1 うち、※2~5を除く改定分+0.23%

各科改定率 医科+0.26%
歯科+0.29%
調剤+0.08%

※2 うち、看護の処遇改善のための特例的対応+0.20%

※3 うち、リフィル処方箋(反復利用できる処方箋)の導入・活用促進による効率化▲0.10%(症状が安定している患者について、医師の処方により、医療機関に行かずとも、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できる、分割調剤とは異なる実効的な方策を導入することにより、再診の効率化につなげ、その効果について検証を行う)

※4 うち、不妊治療の保険適用のための特例的対応+0.20%

※5 うち、小児の感染防止対策に係る加算措置(医科分)の期限到来▲0.10%なお、歯科・調剤分については、感染防止等の必要な対応に充てるものとする。

2. 薬価等

① 薬価▲1.35%

※1 うち、実勢薬等改定▲1.44%

※2 うち、不妊治療の保険適用のための特例的対応+0.09%

② 材料価格▲0.02%

なお、上記のほか、新型コロナ感染拡大により明らかになった課題等に対応するため、良質な医療を効率的に提供する体制の整備等の観点から、次の項目について、中央社会保険医療協議会での議論も踏まえて、改革を着実に進める。

- ・医療機能の分化・強化、連携の推進に向けた、提供されている医療機能や患者像の実態に即した、看護配置7対1の入院基本料を含む入院医療の評価の適正化
- ・在院日数を含めた医療の標準化に向けた、DPC制度の算定方法の見直し等の更なる包括払いの推進
- ・医師の働き方改革に係る診療報酬上の措置について実効的な仕組みとなるよう見直し
- ・外来医療の機能分化・連携に向けた、かかりつけ医機能に係る診療報酬上の措置の実態に即した適切な見直し
- ・費用対効果を踏まえた後発医薬品の調剤体制に係る評価の見直し
- ・薬局の収益状況、経営の効率性等も踏まえた多店舗を有する薬局等の評価の適正化
- ・OTC類似医薬品等の既収載の医薬品の保険給付範囲の見直しなど、薬剤給付の適正化の観点からの湿布薬の処方の適正化

改定に当たっての基本認識

- ▶ 新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築など医療を取り巻く課題への対応
 - ▶ 健康寿命の延伸、人生100年時代に向けた「全世代型社会保障」の実現
 - ▶ 患者・国民に身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現
 - ▶ 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和
- 社会保障の機能強化と持続可能性の確保を通じて、安心な暮らしを実現し、成長と分配の好循環の創出に貢献するという視点も重要。

改定の基本的視点

- (1) 新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築【重点課題】
- (2) 安心・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等の推進【重点課題】
- (3) 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現
- (4) 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

今回の診療報酬改定は、コロナ禍での改定となったため、その対応が基本的視点の重点課題とされたことも改定のポイントになっています。もう一つの重点課題は、医師等の働き方改革等の推進とされ、前回の令和2年度診療報酬改定においても重点課題とされていました。

臨床検査関連については、検体検査項目の多くが減点される中、血液採取（静脈）や鼻腔・咽頭拭い液、微生物学的検査が増点されました。鼻腔・咽頭拭い液は、5点から20点増点され25点になり、検体採取ができる臨床検査技師にとって、新型コロナウイルス感染症等に対応している検査室には後押しになると考えられます。

令和元年NDBオープンデータから鼻腔・咽頭拭い液の件数を見てみると、26,136,259回となり、20点増点となると年間52億円以上となります。

血液採取（静脈）については、2点の増点となり37点となりました。これまでの診療報酬改定での点数推移は表でお示しします。

改定年	増点分	血液採取（静脈）
2010年	2点	13点
2012年	3点	16点
2014年	4点	20点
2016年	5点	25点
2018年	5点	30点
2020年	5点	35点
2022年	2点	37点

また令和元年NDBオープンデータから血液採取（静脈）の件数を見てみると、170,259,665回となり、2点増点となると年間34億円以上となります。

医師から検査依頼が出された後は、適切に採血や検体採取を行うことによって、品質保証された検査結果を臨床に報告されなければいけません。そのためには一連の工程において臨床検査技師が関与することが重要と考えます。

微生物学的検査については、14項目が3～20点増点されました。またこれまでの「感染防止対策加算」を「感染対策向上加算」に改めるとともに要件が見直され、施設基準の中にもこれまで通り「臨床検査技師」と明記されています。医療機関における感染管理対策が強化されている上で、微生物検査室や臨床検査技師の重要性が高まっていると考えます。

新設された項目として、「関節液検査」や「超音波減衰法検査」などが認められました。関節液検査については、日臨技としてもその重要性から新設を要望していた項目になります。

一方、検体検査項目については、血液化学検査包括項目（10項目以上）が3点減点されるなど衛生検査所検査料金調査から得られた実勢価格と保険償還価格の

間に価格差が大きい検査項目については、評価の見直しがされ約200項目が減点される結果となりました。血液化学検査包括項目（10項目以上）のこれまでの診療報酬改定での点数推移は表でお示しします。

改定年	減点分	血液化学検査包括項目
2010年	6点	123点
2012年	2点	121点
2014年	4点	117点
2016年	2点	115点
2018年	3点	112点
2020年	3点	109点
2022年	3点	106点

2010年から比較すると17点減点されたこととなります。

今回、医療機関の画像診断部門や病理診断部門が医療安全管理部門と連携し、画像診断報告書や病理診断報告書の確認漏れ等の対策を講じ、診断又は治療開始の遅延を防止するための体制を整備している場合の評価として「報告書管理体制加算（退院時1回）7点」が新設されました。

厚生労働大臣が定める施設基準に適合し地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が算定できます。施設基準に「医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の常勤臨床検査技師」等を報告書確認管理者として配置していることとなっていますので、臨床検査技師の役割が重要となっています。

ここでいう適切な研修とは、第20医療安全対策加算の（1）のアとされていますのでご確認ください。

第20 医療安全対策加算

1 医療安全対策加算1に関する施設基準

（1）医療安全管理体制に関する基準

ア 当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されていること。なお、ここでいう適切な研修とは、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。また、既に受講している研修がこれらの事項を満たしていない場合には、不足する事項を補足する研修を追加受講することで差し支えない。

（イ）国又は医療関係団体等が主催するものであること。

（ロ）医療安全管理者としての業務を実施する上で必要な内容を含む通算して40時間以上のものであること。

（ハ）講義及び具体例に基づく演習等により、医療安全の基本的知識、安全管理体制の構築、医療安全についての職員研修の企画・運営、医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価、医療事故発生時の対応、安全文化の醸成等について研修するものであること。

【疑義解釈について】

今回の診療報酬改定の取扱いに係る疑義解釈が、4月28日までに「その7」まで示されています。主な臨床検査関連を下記に記載します。

詳細については、「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和4年3月31日事務連絡）等をご参照ください。

《報告書管理体制加算》

問78 区分番号「A234-5」報告書管理体制加算の施設基準における「報告書管理の評価に係るカンファレンス」について、区分番号「A234」医療安全対策加算の施設基準におけるカンファレンスと兼ねることは可能か。

（答）当該カンファレンスに、報告書確認対策チームの構成員及び必要に応じて患者の診療を担う医師、画像診断を担当する医師、病理診断を担当する医師、看護師等が参加している場合に限り可能。ただし、医療安全対策加算の施設基準におけるカンファレンスと兼ねた場合には、その旨を記録に残すこと。

問79 区分番号「A234-5」報告書管理体制加算の施設基準における「医療事故が発生した際に適切に報告する体制を整備」とは、具体的にはどのようなことを指すのか。

（答）現時点では、公益財団法人日本医療機能評価機構の医療事故情報収集等事業に参加していることを指す。

《がんゲノムプロファイリング検査》

問185 令和4年3月31日以前に旧医科点数表における区分番号「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査の「1」検体提出時を算定し、請求を終えた場合であって、これにより得られた包括的なゲノムプロファイルの結果について、同年4月1日以降に当該検査結果を医学的に解釈するための多職種による検討会での検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明した場合について、区分番号「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査の算定はどのように考えればよいか。

（答）区分番号「B011-5」がんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に限り、令和4年3月31日以前に算定した旧医科点数表における医-51区分番号「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査の

「1」検体提出時の算定を取り下げた上で、区分番号「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査により再請求すること。

《百日咳菌抗原定性》

問 192 区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「46」百日咳菌抗原定性における「関連学会が定める指針」とは、具体的には何を指すのか。

（答）現時点では、日本小児呼吸器学会及び日本小児感染症学会の「小児呼吸器感染症診療ガイドライン」を指す。

《超音波減衰法検査》

問 196 区分番号「D215-4」超音波減衰法検査における「関係学会が定めるガイドライン」とは、具体的には何を指すのか。

（答）現時点では、日本消化器病学会・日本肝臓学会の「NAFLD/NASH診療ガイドライン」を指す。

【診療報酬改定に伴う説明会について】

日臨技ではこれまで診療報酬改定の内容を周知するために説明会を行ってきました。今回は新型コロナウイルスの感染拡大を鑑み中止としましたが、それ以前は集合型開催として70名程度で実施していました。今回は、日臨技Web研修会システムとYouTubeを併用した開催としたところ1,000名を超える会員の方々から申込登録があり、その関心の高さがうかがえます。

【最後に】

令和4年度診療報酬改定について、主な事項をまとめさせていただきました。改定内容の詳細については、厚生労働省HP「令和4年度診療報酬改定について」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.htmlをご確認ください。

次回診療報酬改定は、令和6年（2024年）になります。令和6年（2024年）には、医師に対する時間外労働の上限規制が適用開始になります。臨床検査技師もタスク・シフト/シェアを推進して、医師の負担軽減等に寄与しなければなりません。また団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けた地域医療構想の取組みも進められます。これらの医療行政や診療報酬改定は関連して、今後の日本の医療提供体制や社会保障制度に向かっています。我々臨床検査技師も同じ方向を向いて、取り残されることなく対応していく必要があります。時代に対応した検査室や臨床検査技師となるべく、その役割と責務を果たしていきましょう。



The 71st JAMT CONGRESS 2022 in OSAKA

第71回

日本医学検査学会 in 大阪

躍動!次代へ繋ぐ臨床検査
～ Challenge for the future ～

令和4(2022)年 **5/21** 土・**22** 日

ATCホール・ハイアットリージェンシー大阪

学 会 長	高田 厚照 (関西医科大学くずは病院)
実行委員長	増田 詩織 (近畿大学奈良病院)
主 催	一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
担 当	公益社団法人 大阪府臨床検査技師会

5月23日(月)より オンデマンド配信限定受付開始!!

受付期間 : 5月23日～7月10日

参加費 : 9,000円 (オンデマンド配信のみ)

※詳細は学会ホームページをご確認ください。



←学会ホームページはこちら!

Web開催期間 2022年5月21日(土)～7月10日(日)

事前参加登録された方、現地にて当日受付された方はWeb開催(オンデマンド配信)・現地開催両方にご参加いただけます。

全ての一般演題、および特別企画の一部は、5月21日(土)以降オンデマンド配信いたします。

プログラムの都合上、一部視聴いただけないセミナー等もございます。また、当日現地開催された内容はWeb開催期間中に随時配信となりますので、あらかじめご了承ください。

(編集後記) 3年ぶりの行動制限のないゴールデンウィーク、皆さんはいかが過ごされたでしょうか。私は地元 倉敷美観地区を散策しました。新緑と心地よい風の中、いい気分転換となりました。5月21日・22日 第71回日本医学検査学会が大阪で開催されます。感染対策に気を付けながら、久しぶりに会場に足を運ぼうと考えています。学会に出かける解放感と、いろんな情報、刺激を吸収できる期待感で心躍ります。 (木村)